

鳥取県産材利用推進指針(鳥取県木材利用促進基本方針)

令和5年2月改正

はじめに

「鳥取県産材利用推進指針」(以下「県指針」という。)は、県民の皆様や林業・木材産業関係者、行政機関が連携して「鳥取県産材」(以下「県産材」という。)の利用を進めていくための、県としての基本的な考え方や取組の方向を明らかにすることを目的に、平成20年8月に策定しました。

その後、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく「都道府県基本方針」として位置付け、CLT(直交集成板)やLVL(単板積層材)など新たな木質部材の利用促進を明記する等、都度、時代の要請に即した改正を行ってきたところです。

このたびの県指針改正では、令和3年10月1日に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下、「都市(まち)の木造化推進法」という。)を踏まえ、県産材利用を促進することによる地域の持続的発展及びSDGsの達成に向け、県産材を使うことの意義や県産材の安定供給体制の整備、普及啓発に関する内容を拡充するとともに、官民による木材利用を促進するための協定締結について新たに加えました。

1 県産材の利用推進の意義と目指す姿

意義① 環境にやさしい行動です。

- ・ 木材の重さの約50%は、樹木が二酸化炭素を吸収して固定した炭素です。木材を建築物や土木工作物などで使うことは、吸収した二酸化炭素を長期間にわたり貯留します。木造の建築物や土木工作物等は「都市等における第2の森林づくり」と言えます。
- ・ 木材を製材する際に消費するエネルギーは、鉄の40分の1、アルミニウムの70分の1と格段に少ない量です。
- ・ 木材の生産地から消費地までの距離が短いほど、輸送過程で排出される二酸化炭素の排出量が少なくなります。

意義② 地域の森林が守られます。

- ・ 県産材を使うことにより、「伐って」→「使って」→「植えて」→「育てる」という森林資源の循環利用が可能となります。この結果、間伐等の森林整備が進み、地域の森林を守ることに繋がります。

意義③ 地域産業の活性化に貢献します。

- ・ 県内で県産材を使うことは、二酸化炭素の削減につながり、地球温暖化防止にも貢献できることから、エシカル消費^{*}による木材利用、木製品や木と触れ合う機会が進み、地場の林業や木材産業、住宅関連産業等の地域産業の活性化にも大きく貢献します。

※ エシカル消費：地域の活性化や雇用等を含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

2 県産材の利用に向けた取組

県産材の利用を推進するために、県は次の取組を行います。

(1) 公共建築物及び公共工事への利用を推進します

県が整備する公共建築物は、原則、県産材を使用した木造化とするとともに、公共土木工事では県産材を使用した木材利用を進めます。なお、県産材の使用に当たっては、CLTやLVL等の新たな木質部材の使用に努めます。

① 県が行う公共建築物の整備における木材利用の推進

- ・ 県が整備する公共建築物は、原則として「木造化」とします。ただし、法的規制(例：防火地域)や用途(例：研究施設)等によっては、工法やコスト面から木造化は困難と判断する場合があります。なお、実施に当たっては、「公共建築のための鳥取県産材活用推進プログラム」によって進めます。

<公共建築のための鳥取県産材活用推進プログラム>

- ・ 使用する木材は原則として全て県産材とします。
- ・ 建物は主要構造部を木造とすることを基本とします。

- ・建物の内外装材、家具等に積極的に県産材を使用し、県産材の特性や魅力を発信します。
- ・木造建物の長寿命化を目指します。
- ・県が整備する公共建築物は木造化できない場合にあっても、床や壁等、原則として「内装等の木質化」に努めます。

②県が行う公共土木工事における木材利用の推進

- ・県が発注する建設工事のうち、工事用看板や枠工、山腹工などで木材利用を進めるとともに、原則県産材を使います。ただし、安全上、維持管理上支障がある場合は、従来工法による施工とします。なお、実施に当たっては「県産木材率先活用行動プログラム」等によって進めます。

<県産木材率先活用行動プログラム>

- ・施設の機能と木材の特性に配慮した県産材、木材工法の率先活用の推進
 - 工事用看板での間伐材の活用
 - 河川の特性に応じた木製在来工法による川づくり
 - 治山・砂防での創意工夫による間伐材の積極的な活用 等
- ・各年度の活用計画の作成と情報提供及び県産材使用実績の検証
- ・木材工法における規格の統一化、標準設計化
 - ※ 農林水産部においても、「県産木材率先活用行動プログラム」に準じた県産材使用指針を策定

③市町村等が行う公共建築物の整備及び公共土木工事における木材利用の推進

- ・市町村における県産材利用の取り組みを推進するため、市町村施設の建設や公共土木工事に当たっては県産材の利用の協力を求めるとともに、県産材の利用に対して必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行います。また、県が市町村や企業へ補助金を交付する場合は、県産材の利用の協力を求めます。
- ・市町村や国の地方機関と相互に連携して、県産材の利用を積極的に進めていきます。

(2) 民間施設への県産材利用を推進します

- ・戸建て住宅の木造化を推進するために、県産材を使った新築又は改修に対して支援を行います。
- ・住宅以外の民間の建築物（保育所、老人ホームや病院等）の木造化を積極的に推進するとともに、県産材の利用に対して支援を行います。
- ・消費者のライフスタイルが多様化する中で、県産材を使った新たな家具等の開発、県産材を使った製品の品質向上や新たな用途に対する開発を支援するとともに、県林業試験場において森林・林業・木材産業分野の研究・技術等の拠点として情報発信や技術相談をサポートします。
- ・民間建築物における県産材の利用が促進されるよう、木造建築物の設計・施工に関する知識や技能を有する人材を育成します。

(3) 県産材の安定供給体制の整備を進めます

- ・需要者のニーズに応じた県産材の安定供給を進めるため、素材生産事業者や木材加工事業者等の生産・加工体制の強化、乾燥材生産に関する知識や技能を有する人材の育成、JAS 等公的認証による品質の担保、新製品開発や販路開拓等の取組を支援します。
- ・デジタル技術を活用した、川上・川中・川下の円滑な情報共有と流通改革の取組を支援します。

(4) 県産材利用の普及・啓発を推進します

- ・県民の皆様に県産材を使った建築物や木製品等を紹介するとともに、県産材の良さ（健康、快適性、安全性）や脱炭素社会構築への貢献（炭素の長期固定（カーボンストレージ））等を積極的に発信していきます。
- ・県内外で開催するイベントを契機に、木製品等の良さを実感していただき、家庭、企業での木製品使用につなげていきます。
- ・平成30年度に策定された「鳥取県木育ビジョン」に基づき、木育拠点の拡充や木育活動・指導者育成等を支援します。

(5) 官民が連携して県産材利用の取組を推進します

- ・組織横断的な連絡会議で県産材の利用を推進します。
県庁内に組織横断的な「鳥取県産材利用促進連絡会議」を設置し、県産材の利用に関する情報共有と施策立案・遂行等をタイムリーに進めます。
- ・都市（まち）の木造化推進法で創設された「建築物木材利用促進協定」制度は、施主である事業者と国又は地方公共団体が協定を締結し、民間建築物における木材利用を促進し、脱炭素社会の

実現を目指すものです。県産材の利用を促進するため、県はこの協定制度の活用を推奨します。

- ・ 県産材の一層の利用促進に向けて、県産材の利用に当たっての問題点や課題を分析し、効果的な対策を検討するため平成28年7月に、木材の供給から需要に関係する民間事業者と県が連携して「木づかいの国とっとりを実現する会」を設立しました。供給側と需要側、及び官と民の相互連携を強化しつつ、各々の立場や役割を尊重しながら、県産材の利用が進む環境づくりを目指します。

【構成員】

鳥取県森林組合連合会、鳥取県木材協同組合連合会、(一社)鳥取県建築士事務所協会、(一社)鳥取県建設業協会、(一社)鳥取県木造住宅推進協議会、鳥取県産材活用協議会、鳥取県(農林水産部森林・林業振興局、生活環境部くらしの安心局)

【主な取組内容】

- ・ 市町村や公益法人等への、県産材利用の要請活動
- ・ 県産材製品カタログの作成・PR
- ・ 県産無垢材やCLT・LVL等を活用した中規模木造建築物の構造設計マニュアルの作成・普及

【主な検討項目】

- ・ ユーザーの県産材製品の円滑な調達を可能とするための県産材安定供給システムの構築
- ・ 関係者が連携した県産材の効果的なPR方法